

解 説**「トナーカートリッジVersion1」**

改定日 2011年10月1日

1. 商品類型設定の背景

トナーカートリッジの生産量については(株)インターウォッチの調査による推計値である。

アジア4ラベル共通コア認定基準は、アジア諸国におけるエコラベルプログラム間の連携を深めるため、韓国の「エコラベル」、タイの「グリーンラベル」、台湾の「グリーンマーク」、日本の「エコマーク」の間での部分相互認証の実施に向けて策定されたものである。相互認証参加ラベルのいずれかの認証を受けている製品がエコマークに申し込んだ場合、共通コア認定基準と一致する基準項目については新たな証明書類を提出しなくても満足しているものとみなされる。なお、現時点では各地域の事情により、それ以外の項目については通常の申込と同様、証明書類の提出、審査が必要となる。

2. 適用範囲について

トナーカートリッジは主にトナー容器、現像ユニット、ドラムから構成されており、(1)これらを全て備える一体型トナーカートリッジ、(2)トナー容器および現像ユニットを含むカートリッジとドラムユニットに2分割されているもの、(3)現像ユニットとドラムが一体となっておりトナー容器のみ交換可能なものがある。また、現在商品化されているものではないが、この他市場投入され得るものとして(4)トナー容器およびドラムを含むカートリッジと現像ユニットに2分割されているものの計4種類がある。トナー容器、現像ユニット、ドラムはそれぞれ寿命が異なり、本体機器との設計思想上、組み合わせの選択肢を広く採るよう努めることとし、4種類すべての組み合わせを採り上げた。トナー容器単体、現像ユニット単体およびドラム単体は対象外とした。なお、今後の複写機、プリンタなどの製品設計の展開状況により、単体のユニットについても環境負荷低減の可能性があればあらためて検討することとした。

3. 用語の定義について

認定基準を策定する上で、対象となるトナーカートリッジを「新品トナーカートリッジ」と「再生トナーカートリッジ」に分けた。アジア4ラベル共通コア認定基準では、この2つに加え、トナーの再充填、故障・摩耗部品の交換のみを行う「再充填トナーカートリッジ」を規定しているが、日本国内での生産量が少なく、また、「再充填トナーカートリッジ」に特有の環境負荷が考えられないことから、エコマークでは「再生トナーカートリッジ」に含めることとした。

プラスチックに関する用語はエコマーク商品類型No. 118「再生材料を使用したプラスチック製品」、紙に関する用語はNo. 107「印刷用紙」から引用した。

4. 認定の基準と証明方法について

4-1. 環境に関する基準と証明方法の策定の経緯

基準の設定にあたっては、商品ライフステージ環境負荷項目選定表を用い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「トナーカートリッジ」において考慮された環境負荷項目は商品ライフステージ環境負荷項目選定表に示したとおり（表中○印および◎印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は、B-3、B-5、B-6、B-8、B-9、C-1、C-3、C-8、D-8、D-9、E-7、E-8およびF-1（表中◎印）である。

なお、表中の□印の欄は検討対象とならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表「ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A 資源 採取	B 製造	C 流通	D 使用 消費	E 廃棄	F リサイ クル
1. 資源の消費	○		◎			◎
2. 地球温暖化影響物質の排出						
3. オゾン層破壊物質の排出		◎	◎			
4. 生態系への影響						
5. 大気汚染物質の排出		◎				
6. 水質汚濁物質の排出		◎				
7. 廃棄物の発生・処理処分					◎	
8. 有害物質などの使用・排出		◎	◎	◎	◎	
9. その他の環境負荷		◎		◎		○

A 資源採取段階

◇ A-1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 再生材料、再使用部品の使用率について

(1)については、北欧Nordic Swanなどの海外エコラベルに規定があり、再生材料、再使用部品の使用率を規定することで、再生材料などの使用を促進し、資源消費量削減への寄与が期待されることから検討した。しかし、使用率の定義が難しく、また再生材料の使用可能性は機種毎の設計に依存するという意見が挙げられた。さらに、再生材料の原料(再使用部品を含む)が、回収システムによって十分に確保できないなどの問題から、再生材料を他国から輸入して製品製造するプリンタ本体などもあり、トナーカートリッジが十分に回収されていない状況で基準とすることに対して、環境負荷低減を図る観点から疑問であるとの意見が挙げられた。検討の結果、廃棄物の削減を図る観点からは、受け皿として再生材料の使用を進めることも手法とし

て考えられるが、トナーカートリッジについては回収後の再使用・リサイクル率を規定することにより、トナーカートリッジ以外の分野でのリサイクルを認め、使用済みトナーカートリッジ由来の廃棄物の削減を確実に進めることを目標とした。併せて、再資源化率としてエネルギー回収、油化、ガス化、高炉還元およびコークス炉化学原料化についても同様に規定を設けることにより、最終廃棄物量の削減を見込むこととした。

再使用・マテリアルリサイクル率および再資源化率の算出において、定義の『回収した、使用済みトナーカートリッジ質量』のうち、回収した中に混入する異物(トナーカートリッジ以外の物、再生対象外の他社トナーカートリッジ、不正改造品など)は除いてよいものとする。回収時にトナーカートリッジを梱包していた段ボールなどの包装材料などは、トナーカートリッジではないため、再使用・マテリアルリサイクル率および再資源化率の算出から除くこととする。

『再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収、油化、ガス化、高炉還元またはコークス炉化学原料化がなされた部品質量の合計』および『再使用あるいはマテリアルリサイクルがなされた部品質量の合計』は、自社、および最初に引き渡した事業者において再資源化された量とする。本来は再資源化工程での残渣などを除いた後の再資源化された量とするべきであるが、再資源化事業者が多段にわたり最終段階での利用が評価困難である場合が多いことを考慮したものである。プラスチックについては、証明書に再使用、マテリアルリサイクル、再資源化処理の割合をそれぞれ明記するものとする。

再使用・マテリアルリサイクル、または再資源化にあたっては、申込事業者、申込事業者の関連事業者およびそれらと取引関係を有する事業者が回収したトナーカートリッジを含めて取り扱うことを認めることとする。

基準値の設定については、欧州におけるWEEE規制、海外環境ラベル、関係業界における事業者の取組状況などを参考に再使用・マテリアルリサイクル率新品トナーカートリッジ50%以上・再生トナーカートリッジ75%以上、再資源化率95%以上と設定した。

再使用・マテリアルリサイクル率については、認定基準案で75%を設定したものの、新品トナーカートリッジ事業者にとって大変な負担となり達成不可能であることから、新品トナーカートリッジの数値を50%とした。ただし、5年後の全面的な見直しを待たず、新品トナーカートリッジ事業者の再使用・マテリアルリサイクル実績をみて、あらためて数値を検討し、段階的な基準値の引き上げ、リサイクル困難物の高炉還元剤利用のあり方などを整理することとした。再生トナーカートリッジについては、必要な部品交換を行わずにトナーの再充填に留め、品質の問題を起こす可能性のある製品を除外するための最低限の数値であるという考え方から、認定基準案のとおり75%とした。

B 製造段階

◇ B-3 (オゾン層破壊物質の排出)

(1) 製造段階におけるオゾン層破壊物質の使用について

アジア 4 ラベル共通コア認定基準においては、再生トナーカートリッジの洗浄工程における CFC および有機塩素化合物の使用を認めないこととしているが、エコマークではオゾン層破壊物質への配慮は新品、再生品に関わらず、また洗浄工程のみに限らず製造工程全般において重要であるとして、全製品、製造工程に適用することとした。規制対

象とするオゾン層破壊物質はエコマーク商品類型 No. 117「複写機」との整合を考慮し、モントリオール議定書に規定される CFC、HCFC、1, 1, 1-トリクロロエタン、四塩化炭素とし、サーキットボードとはトナーカートリッジ製造事業者に供給する段階のものであって、IC などの搭載された状態のものを指す。

◇ B - 5 (大気汚染物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 大気汚染については、適切な管理がなされていること

製造工程から排出される大気汚染物質については、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定した。

◇ B - 6 (水質汚濁物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 排水については、適切な管理がなされていること

製造工程から排出される水質汚濁物質については、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定した。

◇ B - 8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 有害物質について

(2) 取扱説明書への ECF パルプ使用について

(1) については、製造工程において使用、排出される有害物質に関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定した。

(2) については、基準制定時に認定基準策定項目として選定されたが、Version 1.4 の改定時に削除された。

Version 1.0 制定時、取扱説明書は No. 120「紙製の印刷物」の対象製品と同等の製品であることから基準の整合性、特に ECF (非塩素漂白) パルプの観点から検討した。No. 120「紙製の印刷物」では、使用する紙は No. 107「印刷用紙」の基準を満足することとなっており、ECF パルプの使用が要求されている。日本では製紙業界の取り組みにより 2004 年度末を目途に ECF 化が進められており、また製紙・パルプに関わる環境負荷の低減に取り組む化学品事業者の国際的団体である AET (The Alliance for Environmental Technology) の調査によれば、取扱説明書が多く製造されている東南アジアにおいても、ECF パルプは漂白化学パルプ生産量の約 2/3 を占めると報告されている。このことから取扱説明書の製造にあたり ECF パルプは入手可能と判断された。その他、古紙パルプ配合率などの No. 107「印刷用紙」における項目やインキなどについても規定可能と判断され、「紙製の印刷物」の基準を満足することを基準項目とすることとした。

ただし、古紙パルプの配合について、中国、東南アジアなどにおいては古紙回収のための社会システムが整備されていないことから再生紙を日本から輸出して取扱説明書を印

刷する事例が商品類型No.122「プリンタ」において発生しており、トナーカートリッジの認定基準で同様の基準を策定することに対して、環境負荷低減を図る観点から疑問であるとの意見が挙げられた。検討の結果、欧州などにおいては古紙パルプの配合が可能ではあるものの、海外の特定の地域にのみ差別化を行うことは好ましくないため、今後の商品類型No.107「印刷用紙」や海外地域の動向により認定基準見直し時に状況を確認することとして、海外で印刷される取扱説明書については、古紙の使用を規定しないこととした。

その後2008年1月に古紙パルプ配合を配合した用紙の公称配合率と実配合率が、多くの事業者で乖離していることが判明した。このことを受け、本体機器の環境負荷を主眼に置いて評価を行っている商品類型のうち、本体機器に付随する取扱説明書などに古紙パルプ配合率の要求事項を設定していた基準項目については、古紙パルプ配合率に関する審査・確認方法が確立するまで、当該基準項目を一時的に削除することとした。今後、商品類型No.107「印刷用紙Version3」などの検討において、古紙パルプ配合率の審査・確認方法等が確立した段階で市場の動向も見据えながら、改めて本認定基準への適用を検討することとした。

取扱説明書など添付書類の基準項目については、古紙パルプを配合した用紙の市場動向等を確認の上、2011年10月に配慮事項として復活することとした。なお、配慮事項は、認定の要件ではないが、製造にあたって配慮することが望ましい項目としており、項目への対応状況は付属証明書等で確認することとした。

◇ B-9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 騒音、悪臭などの排出については、適切な管理がなされていること
- (2) クレーム率について

(1)については、関連する環境法規および公害防止協定などに遵守することで、環境への負荷が低減されると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定した。

(2)については、再生トナーカートリッジの品質確認の観点から検討された。トナーカートリッジに関連するJIS規格としては、JIS X6930「情報技術-事務機器-ハードコピー出力の画質属性測定-2値単色のテキスト及びグラフィック画像」があるものの、この規格が規定しているのは像の濃さ、線幅などの画質属性の定義、測定系の適合性の確認方法であり、複写などで得られる画像が満足すべき品質を定めるものではない。そのため、トナーカートリッジの品質確認の代替手段として、クレーム率が挙げられた。しかし、当該製品に関するクレームの定義、クレームに品質と無関係のものが含まれる可能性の高いこと、クレームとする基準が利用者によって一定でないこと、クレームの対応内容が重要であり数値のみで評価できないこと、初回認定時にはクレーム率を報告できないことなどが挙げられ、本認定基準案では採り上げないこととし、品質に関する基準として印刷処理性能を確認し、粗悪品を排除することで再生トナーカートリッジの信頼性向上を図ることとなった。

C 流通段階

◇ C-1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 包装用段ボールの古紙パルプ配合率について
 (2) 「再生資源の利用促進等に資するための製品設計における事前評価マニュアル作成のガイドライン」について

(1) については、共通コア認定基準において50%以上と規定されており、これに準じることとした。

(2) については、No. 122「プリンタ」においても規定されており、基準の整合性の観点から基準を策定する項目として選定した。

◇C-3 (オゾン層破壊物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 包装材料の製造段階におけるオゾン層破壊物質の使用について

アジア4ラベル共通コア認定基準においては、包装材料へのCFCおよびHCFCの使用を認めないこととしている。エコマークでも包装材料製造時のオゾン層破壊物質への配慮は重要であるとして、基準を策定する項目として選定された。規制対象とするオゾン層破壊物質はNo. 117「複写機」との整合を考慮してモントリオール議定書に規定される物質とした。

◇C-8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) プラスチック製の包装材料におけるハロゲン系樹脂、有機ハロゲン化合物の使用

(1) については、包装材料廃棄における有害物質削減の観点から基準を策定する項目として選定した。

D 使用・消費段階

◇D-8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 機器本体への装填時のスチレン、粉塵の放出について
 (2) 機器本体への装填時のVOCの放出について
 (3) トナーに含まれる重金属、アゾ着色剤、その他の有害物質について
 (4) Ames試験について
 (5) トナーのMSDSについて

(1) については、エコマーク商品類型No. 117「複写機」、No. 122「プリンタ」において放出量の制限が基準項目とされていることから検討した。これに対し、再生トナーカートリッジには複数の本体機器種類に対応可能な製品があり、装填時の放出量を測定するためにそれらの機種をすべて準備するのはコスト上の負担が大きいという意見が挙げられた。検討の結果、トナーカートリッジに由来するスチレンおよびダストの放出については基準項目とすることで低減を図る必要があると判断され、基準を策定する項目として選定した。なお、本体機器の影響もあることから、複写機、プリンタなどの関連商品類型の見直し時に整合を図る必要があることが指摘された。この点については2008年3月14日の軽微な改定において有効期限が2015年3月31日まで延長されたことを受け、2008年8

月21日に複写機・プリンタの見直しや改定と整合を図る軽微な改定を行った。

試験方法などについては事業者の負担を考慮してJBMS-66の規定を活用し、チャンバールームの大きさなど中小事業者に対しても試験実施が大きな障害とならないことを確認し、設定することとした。ドイツの環境ラベル「ブルーエンジェル」の複写機認定基準2003年10月版においては試験方法が変更されており、次回見直し時に試験方法の変更の必要性についても検討することとした。なお、ブルーエンジェルにおいて、プリンタ、複写機、複合機などを対象とするRAL UZ122「Office Printing Devices」が2007年1月1日から施行されるが、これに合わせるものとしてRAL-UZ-122:2006の付録2の試験方法を2007年2月9日に追加した。旧来の二つの試験方法については、今後の状況によりそれぞれ有効期限を検討するものとし、旧機種用、中小事業者による再生トナーカートリッジなどに対応することとして引き続き採用した。複写機・プリンタなどの本体機器の基準との整合を考慮すると、2008年5月31日以降は新しい試験方法であるRAL-UZ 122: 2006の付録2だけを有効とすることになる。しかしトナーカートリッジは通常、発売日までにJBMSに従って試験を実施しているため、既に試験を実施しているものについてはその試験結果を認めることとした。またリサイクルトナーカートリッジメーカは移行した本体機器の新試験方法に対応するには時間を要する。その準備期間として、本体機器の基準でも新旧試験の併用を可能としていた2008年5月31日以前に発売された本体機種に対応する製品については従来試験方法での実施も可能とした。

(2)については、ブルーエンジェルの複写機認定基準2003年10月版において、複写開始前の待機フェーズ (stand by phase) における揮発性の有機化合物質 (VOC) の放散および複写プロセス中のVOCに関する基準として規定されている。VOCについては、複写機のみならず様々な製品において低減のための取り組みが進められており、複写機業界での低減の取り組みも強化される方向であり、日本国内においても試験室の建造などが進められている状況であることから、知見の収集に努め、次回見直し時にあらためて検討することとし、本項目は基準を策定する項目として選定しなかった。

(3)については、共通コア認定基準およびエコマーク商品類型No. 117「複写機」、No. 122「プリンタ」において添加が無いことが基準項目とされており、本商品類型においてもこれに準じた。

(4)については、ドイツのブルーエンジェルでは複写機、トナーカートリッジの商品類型においてトナーに対するAmes試験の実施が要求されていることから検討がなされた。Ames試験はトナーの発がん性のスクリーニングを目的として、トナーメーカで一般的に実施されている。一部のトナーメーカにおいて、2種類の菌によるプレスクリーニングで発ガン性を判定していることについて検討がなされ、OECDガイドラインおよび化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律などで5種類の菌によるスクリーニングが行われていることから、OECDガイドラインなどに準じることとし、認定基準への適合の証明に記載することとした。

(5)については、含有される有害物質の把握および使用量の削減に向けたインセンティブとしてMSDSの活用について検討した。アジア諸国においてはMSDSの法制化はされておらず、アジア4ラベル共通コア認定基準の基準項目としても採用されていないものの、今後のMSDSの普及を促すため、本商品類型においては基準を策定する項目として選定した。

◇ D-9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1)利用者への情報提供について

(1) については、利用者への正しい使用方法の啓発、回収に関する情報の提供による製品回収の促進、エコマーク認定商品の製造などに関わる事業者の責任の明確化という観点から検討した。使用済み製品の回収を促進する上で、責任の所在を明確にすると共に、回収方法や連絡先に関する情報を利用者に提供することは重要である。利用者が製品を回収に出すにあたっては製品本体に記載されている情報を参照するのが一般的と考えられる。そこで製品本体への商品名、エコマーク申込者の社名の記載を基準項目とすることとした。これらの情報は取扱説明書または包装にも記載とする。さらに、連絡先、回収方法、新品と再生品との混同を避けるため、再生品であることの区別を記載することとした。

製品の適正使用を促す観点からは使用方法、アフターサービスなどに関する情報提供が重要となるが、これらの情報はスペースの制約上、製品本体への記載は難しいので、包装または取扱説明書への記載とした。対応機種については購入時点で必要な情報であるため、包装、宣伝用印刷物またはホームページでの情報提供項目とした。対応機種に関する情報提供については、厳格に規定することによって廃棄物の発生増加やコスト上昇を招く恐れがあることから、最新機種への適用情報に関しては利用者に情報入手手段を提供することに留め、エコマーク商品認定・使用申込時点での包装、宣伝用印刷物またはホームページでの情報提供に関しては審査委員会において適切性を都度確認する余地を残すこととし、本項目は基準を策定する項目として選定した。

E 廃棄段階

◇ E - 7 (廃棄物の発生・処理処分)

本項目では以下の点が検討された。

(1)再使用、リサイクルのできない部品の廃棄について

回収した使用済み製品の部品には、劣化が激しいなどの理由で再使用が不可能なものもある。そのような部品はできるだけリサイクルすることが望ましいが、リサイクルも困難なものについては、エネルギー回収なども含めた再資源化を図ることとした。再資源化も困難なものについては廃棄に関わる環境負荷削減の観点から、環境に配慮した方法での適正な処理・処分が行われることが重要であり、A-1に述べたとおり、基準を策定する項目として選定した。

◇ E - 8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1)感光体に使用される重金属について

(2)プラスチックの添加剤について

(1)については、アジア4ラベル共通コア認定基準、エコマーク商品類型No. 122「プリンタ」などにおいて基準項目としていることから、本商品類型においても基準を策定する項目として選定した。

(2)については、アジア4ラベル共通コア認定基準では新品に限定して基準項目とされている。本商品類型においては、再生品であっても交換した部品については環境負荷低

減を図るべきであるとして、対象を新品と再生品の交換部品に拡張した。

F リサイクル段階

◇ F-1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 回収、リサイクルのシステムについて
- (2) 製品の回収率について
- (3) プラスチックの材料制限について
- (4) プラスチックの材質表示について
- (5) 分解容易性について

(1) については、アジア4ラベル共通コア認定基準、エコマーク商品類型No. 117「複写機」において基準項目としていることからA-1に述べたとおり、本商品類型においても基準を策定する項目として選定した。

(2) については、事業者のトナーカートリッジ回収促進に向けた努力を促すために回収率の規定が提案された。また、回収率の問題は、原材料への再生材料の調達とも関わりがあるという意見も挙げられた。メーカなどの事業者が回収ボックスを設置するなど、回収のための体制を整備することは重要であり、上記(1)の通り、基準項目として選定されている。しかしながら、使用済み製品の回収先の選択は利用者の判断に任せるべきとして、本項目は基準を策定する項目として選定しなかった。

(3) については、プラスチックのリサイクルを促進する上で、材料をできるだけ統一することが重要であり、アジア4ラベル共通コア認定基準においても基準項目とされていることから基準を策定する項目として選定した。ただし、ラベル、マーキング、ステッカーなどについては、貼付される部品と適合性を有するプラスチックも許容することとする。プラスチック間の適合性については、VDI2243: 1993 Part 1, 30/42に従う。なお、VDI2243は2000年に改訂されているが、1993年版に掲載されていたプラスチックの適合性を示す表が改訂版では削除されているため、別表2は1993年版から引用した。また、アジア4ラベル共通コア認定基準においては対象を新品に限定しているが、本商品類型においては、再生品であっても交換した部品については環境負荷低減を図るべきであるとして、対象を新品と再生品の交換部品に拡張した。

(4) については、プラスチックのリサイクルにあたって材料が明示されていることが重要であり、アジア4ラベル共通コア認定基準においても基準項目とされていることから、基準を策定する項目として選定した。なお、共通コア認定基準では新品に限定されているが、(3)と同様、本項目についても対象を新品と再生品の交換部品に拡張した。

(5) については、共通コア認定基準の基準項目とされており、再使用およびリサイクルの観点から分解の容易性への配慮が重要であるとして検討した。これに対して分解の容易性を証明するのは困難であるとの意見や、純正品メーカでは回収、再使用などを考慮し、それを阻害するような設計はしていないとの意見があげられた。ICチップについては、搭載されることでリサイクルが困難になるケースも存在するものの、トナーの残量管理など品質保持の目的で使用されており、再使用やリサイクルを必ずしも阻害するものではない。本商品類型では、トナーを詰め替えるとトナーカートリッジが作動しなくなることを目的としたプログラムを組み込むことは、認めないこととして基準を策定す

る項目として選定した。

◇ F-9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) リサイクル回数の表示について
- (2) 純正品メーカからのリサイクルに関する情報提供について
- (3) 再生トナーカートリッジの使用に対するアフターサービスの拒否について

(1)については、再生トナーカートリッジに関する情報提供としてリサイクルの回数の表示の必要性を検討した。しかしながら、元のメーカ以外の事業者が回収するケースもあり、リサイクル回数の正確な把握が困難なこと、再生トナーカートリッジメーカが部品の再使用の可否を決める上でリサイクル回数は参考にしないことなどの理由から、本項目は基準を策定する項目として選定しなかった。

(2)については、複写機などの本体機器に起因する点も多く、トナーカートリッジ製造事業者におけるものではないこと、各製造事業者における設計思想上の工夫によるところも多く証明困難であることなどから、本項目は基準を策定する項目として選定しなかった。

(3)については、複写機などの本体を製造、または消費者に供給する事業者の問題であり、トナーカートリッジ製造事業者におけるものではないことから、本項目は基準を策定する項目として選定しなかった。

4-2. 品質に関する基準と証明方法の策定の経緯

品質については、低品質によることで低価格販売を行い、結果として製品性能上の問題を起こす製品の取扱い、再生トナーカートリッジの使用による複写機などの本体機器への悪影響や出力の汚れなどの不備への懸念から検討した。

再生トナーカートリッジにおける印刷処理能力は、再生トナーカートリッジの品質向上を図るとともに、資源消費量削減への貢献が期待される。印刷処理能力に関する品質規格はISO13660があるものの、具体的な判断を行うための規格としては開発途上である。また、トナーカートリッジの寿命測定方法に関する規格としてISO19752があるものの、再生トナーカートリッジに採用するにあたってはコストなどの課題があり、関係業界において検討が必要である。今後、これらの品質規格が関係業界に整備・普及された時点で品質に関する基準を見直すこととし、本項目は共通コア認定基準において規定している項目に準じることとした。